

## 製薬・医療機器関連企業の訪問ルールについて

日野市立病院

当院における製薬・医療関連企業活動の訪問ルールについて、令和5年9月1日から、下記のとおり変更させていただきます。訪問に際しては「日野市立病院事業者訪問規程」をご確認のうえ、遵守していただきますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 医師・薬剤師・その他職員への面会は、事前予約制とし、病院所定場所での面会となります。
- 2 訪問の際は、必ず社名入りの名札を着用の上、当院1階の防災センターで「事業者訪問記録簿」に訪問先や時間等を記載してください。
- 3 医師との面会は事前予約が必要です。医師とのアポイントメントのない訪問は原則禁止とさせていただきます。
- 4 事前予約を希望する場合は、郵便やメール等で個々にアポイントメントをとってください。なお、医局等への医師とのアポイントメント依頼や面会予約確認を目的としたお電話はご遠慮ください。
- 5 予約訪問時間は、平日の15時30分から17時までとなっており、それ以外の時間は原則認められません。また、訪問の際は面会時間帯を遵守し、定められた場所以外での訪問活動は行わないでください。ただし、職員から訪問時間や場所の指定がある場合はこれに該当しません。
- 6 医師への面会者は予約者及び同行者（1人まで）のみとします。（医師が指定した場合を除く。）
- 7 説明会を実施する場合は、当院3階の総務課にて会議室の空き状況を確認の上、「医薬品等情報説明会予約申請書（様式2）」を総務課へ提出してください。あくまでも病院業務優先ですので、場合によっては変更・取り消し等をさせていただくことがございます。ご了承ください。
- 8 説明会等を実施する際に必要な物品（プロジェクター、延長コード等）は、原則、事業者側でご用意ください。また、会議室の備品は大切に扱い、万が一破損等があった場合は、総務課まで速やかにご連絡ください。
- 9 資料等の情報提供のみの場合は、当院3階の総務課前に設置してあります医師宛専用ポストに医師名及び名刺を添付の上、投函するか、医師宛てに郵送してください。なお、病院・医局宛ではなく個人宛をお願いします。また、非常勤（パート）医の資料は原則としてお預かりしておりませんのでご了承ください。
- 10 薬剤師への訪問ルールは「薬剤部における医薬品情報担当者（MR）の活動について」をご参照ください。なお、資料提供のみの場合は、薬剤部へ郵送あるいは当院3階の総務課前に設置された医師宛専用ポストに名刺を添付の上、投函してください。
- 11 訪問に際しては、「日野市立病院事業者訪問規程」を遵守し、患者様や職員に支障がないようご配慮ください。規程を遵守していただけない場合は、訪問を禁止させていただく場合があります。